

厚生労働省令第四百十号

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十条第一項の規定に基づき、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年九月十七日

厚生労働大臣 坂口 力

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

- 一 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百一号）の表の上欄に掲げる事項 同令に規定する厚生労働大臣が定める方法

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。